農業祭等に係る知事賞交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、農業祭、品評会及び共進会(以下農業祭等という。)において優秀な成績を収めた者に対して知事賞を交付する。

(対象農業祭等)

第2条 交付対象の農業祭等は、市町村以上をその区域とし、市町村、県、国又は市町村以上を区域とする団体が主催するものとする。

(交付条件)

- 第3条 交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 品評会等の出品者に対し交付するものであること。
 - (2) 開催要綱、審査要領等が明文化されていること。
 - (3) 原則として、審査員に埼玉県農林部職員を含むこと。
 - (4) 出品点数が相当数あること。
 - (5) 交付点数は、複数の場合、原則として1部門1点とすること。
 - (6) 新たに知事賞を申請しようとする場合は、農業祭等の区域に応じて事前に農林部担当課又は農林振興センターと協議すること。
 - (7) この知事賞状は、産業褒状授与規則に基づくものではないこと。

(交付申請)

- 第4条 農業祭等の主催者は、次の各号に定める機関(以下交付決定機関という。)に 交付申請書(様式第1号)を表彰行事開始(審査日基準)の2週間前までに到着する よう提出するものとする。
 - (1) 農業祭等の区域が全県域の場合 農林部担当課
 - (2) 農業祭等の区域が一の農林振興センターの管内の場合 当該農林振興センター
 - (3) 前二号以外の場合 農林部担当課及び関係農林振興センターで協議の上定められた機関
- 2 交付申請書には次の資料を添付するものとする。
 - (1) 開催要綱又は実施要領等
 - (2) 審査要領等及び審査員名簿
 - (3) 予算書

(知事賞の交付)

- 第5条 知事賞状への受賞者氏名等の記載は、農業祭等の主催者で行うものとする。
- 2 知事賞の授与は、原則として交付決定機関が行うものとする。

(受賞者の報告)

- 第6条 農業祭等の主催者は、表彰行事の終了後1か月以内に次の事項を記載した受賞 者報告書(様式第2号)を交付決定機関に提出するものとする。
 - (1) 受賞者の氏名及び住所
 - (2) 受賞部門及び品目
 - (3) 知事賞審査対象点数
 - (4) 審査経過

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、知事が 定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

第号年月日

(あて先)

埼玉県農林部長

主 催 者 住 所 氏 名

埼玉県知事賞交付申請書

このことについて、下記のとおり埼玉県知事賞の交付を申請します。

記

- 1 表彰行事の名称
- 2 表彰行事の期日
- 3 表彰場所
- 4 知事賞交付希望点数
- 5 部門別出品点数及び表彰点数(別紙のとおり)

参考別紙様式

部 門 別 出 品 点 数 及 び 表 彰 点 数

		出品点数		表彰点数					
部門	月	前 回	今回	知 事 賞		その他			
				前回	今 回	種類	前回	今 回	
						〇〇賞			
						〇〇賞			
						□□□賞			
						□□賞			
						△ △ 賞			
						口口賞			
合言	+								

 第
 号

 年
 月

 日

(あて先)

埼玉県農林部長

主 催 者 住 所 氏

埼玉県知事賞受賞者報告書

年 月 日付け 第 号で知事賞の交付を受けた(表彰行事名) において下記の者が知事賞を受賞しましたので報告します。

記

部	吊品	目	住	所	氏	名	知事賞 審查対象 点 数
審査経過							

注:審査経過は必ず記入すること。

表彰行事終了後1か月以内に提出すること。

枝肉共進会にあっては別記報告書を添付すること。